

業界再編・淘汰は不可避

法令順守徹底を堅持

対等・透明なシステム構築へ

建設産業政策
研究会が最終報告

国土交通省は29日、建設産業政策研究会の第14回会合を開き、「建設産業政策2007」の最終報告を取りまとめた。転換期にある建設業界の「更なる再編・淘汰は不可避」として、脱法時代に向けた法令順守の徹底、対等・透明な建設生産システムの再構築など構造改革の必要性を前面に打ち出した。相次ぐ官製談合事件問題を受け、業界内の非競争的体質の改善に本腰を入れる。研究会報告は新政策大綱に位置付ける予定だったが、現大綱と基本的方針は変わらないとして政策の「弾出し」位置付けを、具体的に3分野——公正競争基盤の確立、再編への取り組みの推進、入札契約制度改革、建設生産システムの構築——の3つを産業を支える「3つの柱」として示した。

最終報告では、業界構造的な経営戦略の構築、企業に起因する公共投資依存、価格競争激化による品質確保への支障、下請へのしわ寄せなどが今までの以上に深刻な問題となっていると現状を分析する。建設生産システムの構築は、建設生産システムも構築へのしわ寄せなどが今までの以上に深刻な問題となっていると現状を分析する。建設生産システムの構築は、建設生産システムも構築へのしわ寄せなどが今までの以上に深刻な問題となっていると現状を分析する。

一昨年の構造計画書審議案や、公共工事システム化の問題に加え、官製談合への批判や小泉改革の延長にある競争法強化の動向などが、国交省の構造改革に対する強い姿勢につながっている。構造改革については、法令順守の徹底と経営改革を打ち出した。意識の改革など「旧来のしきたり」の刷新による産業構造の転換を強調し、完工高から利益重視への経営転換、業種・規模に応

した、少子高齢化に伴う対応した技術・技能継承も業界全体で取り組む必要性を指摘した。

3つの構造改革
(1) 5つのC

最終報告には、建設業界の構造改革に向け、政策各分野の取り組みも盛り

り込んだ。

公正な競争基盤の確立
(1) 公正な競争基盤の確立
(2) 公正な競争基盤の確立
(3) 公正な競争基盤の確立
(4) 公正な競争基盤の確立
(5) 公正な競争基盤の確立

をあげた。建設法による企業再編は、一定の財務体質基準をクリアする認定業者に対し税制特例などを適用するもので、事業再編計画や経営資源再活用計画を提出し、活用している。しかし、建設法認定による企業再編の建設業への適用は、現時点では進んでいない現状にある。

このほか、再編促進の政策には、海外建設市場展開に向け「ファイナンシャル強化、川上川下分野や農林業の新分野進出支援が盛り込まれている。技術と経営による競争を促進するための入札制度の改革(Competitive Bidding)については、コンパクションには

設計施工一括方式、CM・PM方式、3者協議の活用、建設コンサルタンの適正評価、建設生産システムの合理化推進協議会の拡充、施工体制事前提出方式の検討などを盛り込んだ。このうちCM方式は自治体等への普及、人材育成強化策の検討(モデルプロジェクト)も開始している。

全体で人材育成強化を

自治体の意識改革を要望

最終報告を受けて委員からは、人材育成の強化と発注機関である地方公共団体の意識改革を求める声が相次いだ。藤本昌也委員は「個々

の企業で技術を継承することは困難。人材育成は、企業努力を超えて、社会化してほしい」とし、国が制度を立ち上げ大企業も出資して中小が育てる

仕組みを提案。才資委員は「国をあげて労働者の育成、助成しなければ人材を確保できない」と減少している労働者を業界全体で育成技術者を進める意向が多く出された。育成の具体策では、若手・中堅から「大手企業」では職業訓練校を作り育成したが、メリットが薄かった。国による人材育成制度を求めるだけでなく、我々から制度ができればというところから意識発信の姿勢を強調。白石孝道委員は「将来はプロジェクトマネジメントが明記されたい」と指摘が出された。

「国」政出局のあり方が明記されたい」と指摘が出された。大森審議官は「発注者である地方公共団体が周知して自ら議論すべき。用、都道府県建設審議会を活用してCMや新入札制度を模範としていく」姿勢を示した。人材育成については「技能者の質・量ともに逼迫しており、発注者も含む産業全体で議論すべき」との提言をもとに具体的な施策に反映させる「方向性を出した」。

19年 7月 2日

建設産業新聞